

消防予第388号
平成28年12月22日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

消防法施行規則第4条の4第8項の指定表示を指定する件の公布について(通知)

消防法施行規則第4条の4第8項の指定表示を指定する件(平成28年消防庁告示第20号。以下「第20号告示」という。)が本日公布されました。

今回の第20号告示の制定は、日本工業規格(工業標準化法(昭和24年法律第185号)第17条第1項に規定する日本工業規格をいう。以下同じ。)A5705等の改正に伴い、消防法(昭和23年法律第186号)第8条の3第3項に規定する指定表示(以下「指定表示」という。)として、日本工業規格A5705に適合するビニル系床材(置敷きビニル床タイル及び薄形置敷きビニル床タイルに限る。)を新たに指定するなど所用の規定の整備を行うものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知されるようお願いします。

記

第1 第20号告示の制定に関する事項

- 1 今回、指定表示として追加したものは、日本工業規格A5705に適合するビニル系床材のうち、日本工業規格上難燃性について規定されている置敷

きビニル床タイル及び薄形置敷きビニル床タイルであって、防災対象物品の材料に使用されるものに付される工業標準化法第 19 条第 1 項の表示であること（第 4 号関係）。

- 2 従来、指定表示を規定していた消防法施行規則第 4 条の 4 第 8 項の指定表示の指定（平成 10 年消防庁告示第 4 号）及び消防法施行規則第 4 条の 4 第 8 項の指定表示の指定（平成 13 年消防庁告示第 3 号）を廃止し、第 20 号告示において改めて規定することとしたこと（第 1 号、第 2 号及び第 3 号並びに附則第 2 項関係）。

第 2 施行期日等に関する事項

1 施行期日に関する事項

施行期日は、平成 29 年 1 月 1 日としたこと（附則第 1 項関係）。

2 経過措置に関する事項

工業標準化法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 95 号）による改正前の工業標準化法第 19 条第 1 項の表示である旧 JIS マークについては、指定表示としてなおその効力を有するものであること（附則第 3 項関係）。

(連絡先)

消防庁予防課

齋藤、土肥、後藤

TEL 03-5253-7523

FAX 03-5253-7533

○ 消防法施行規則第四条の四第八項の指定表示を指定する件 新旧対照表（参考）

（傍線部分は変更部分）

新 規 定	旧 規 定
<p>一 日本工業規格（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項に規定する日本工業規格をいう。以下同じ。） L四四〇四に適合する織りじゅうたんであつて防炎対象物品の材料に使用されるものに付される同法第十九条第一項の表示（日本工業規格L四四〇四の難燃性の表示がされたものに限る。）</p> <p>二 日本工業規格L四四〇五に適合するタフテッドカーペットであつて防炎対象物品の材料に使用されるものに付される工業標準化法第十九条第一項の表示（日本工業規格L四四〇五の難燃性の表示がされたものに限る。）</p> <p>三 日本工業規格L四四〇六に適合するタイルカーペットであつて防炎対象物品の材料に使用されるものに付される工業標準化法第十九条第一項の表示（日本工業規格L四四〇六の難燃性の表示が</p>	<p>○ 平成十年消防庁告示第四号（消防法施行規則第四条の四第八項の指定表示の指定）</p> <p>一 日本工業規格（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。） L四四〇四に適合する織りじゅうたんであつて防炎対象物品の材料に使用されるものに昭和三十六年通商産業省告示第六十一号に基づき附される難燃表示</p> <p>二 日本工業規格L四四〇五に適合するタフテッドカーペットであつて防炎対象物品の材料に使用されるものに昭和三十六年通商産業省告示第六十一号に基づき附される難燃表示</p> <p>○ 平成十三年消防庁告示第三号（消防法施行規則第四条の四第八項の指定表示の指定）</p> <p>日本工業規格（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項の日本工業規格をいう。） L四四〇六に適合するタイルカーペットであつて防炎対象物品の材料に使用されるものに昭</p>

されたものに限る。）

四 日本工業規格A五七〇五に適合するビニル系床材（置敷きビニル床タイル及び薄形置敷きビニル床タイルに限る。）であつて防炎対象物品の材料に使用されるものに付される工業標準化法第九條第一項の表示

和三十六年通商産業省告示第六十一号に基づき附される難燃表示

（新設）

○消防庁告示第二十号
消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第四條の四第八項の規定に基づき、同項の指定表示を次のとおり指定する。
平成二十八年十二月二十二日

消防庁長官 青木 信之

一 日本工業規格(工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)第十七條第一項に規定する日本工業規格をいう。以下同じ。)J4404に適合する織りじゅうたんであつて防炎対象物品の材料に使用されるものに付される同法第十九條第一項の表示(日本工業規格J4404の難燃性の表示がされたものに限る。)

二 日本工業規格J4405に適合するタフテッドカーペットであつて防炎対象物品の材料に使用されるものに付される工業標準化法第十九條第一項の表示(日本工業規格J4405の難燃性の表示がされたものに限る。)

三 日本工業規格J4406に適合するタイルカーペットであつて防炎対象物品の材料に使用されるものに付される工業標準化法第十九條第一項の表示(日本工業規格J4406の難燃性の表示がされたものに限る。)

四 日本工業規格A5705に適合するビニル系床材(置敷きビニル床タイル及び薄形置敷きビニル床タイルに限る。)であつて防炎対象物品の材料に使用されるものに付される工業標準化法第十九條第一項の表示

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十九年一月一日から施行する。

(平成十年消防庁告示第四号及び平成十三年消防庁告示第三号の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

一 平成十年消防庁告示第四号(消防法施行規則第四條の四第八項の指定表示の指定)

二 平成十三年消防庁告示第三号(消防法施行規則第四條の四第八項の指定表示の指定)
(平成十年消防庁告示第四号及び平成十三年消防庁告示第三号の廃止に伴う経過措置)

3 工業標準化法の一部を改正する法律(平成十六年法律第九十五号。以下「改正法」という。)の施行の際現に改正法第二條の規定による改正前の工業標準化法(以下「旧法」という。)第十九條第一項の規定により指定された品目の鉱工業品(以下「旧指定商品」という。)について同項の認定を受けていた製造業者(改正法の施行後に改正法附則第九條第一項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた製造業者を含む。)及び改正法の施行の際現に旧指定商品について旧法第二十五條の二第一項の認定を受けていた製造業者(改正法の施行後に改正法附則第九條第二項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた者を含む。)の表示については、前項第一号の規定による廃止前の平成十年消防庁告示第四号(以下「旧第四号告示」という。)及び同項第二号の規定による廃止前の平成十三年消防庁告示第三号(以下「旧第三号告示」という。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧第四号告示及び旧第三号告示中「昭和三十六年通商産業省告示第六十一号」とあるのは、「平成十七年経済産業省告示第六十号による廃止前の昭和三十六年通商産業省告示第六十一号」とする。